

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可 等 の 内 容		指定障がい児相談支援事業者の指定の更新
根 拠 法 令 及 び 条 項		児童福祉法第２４条の２９
所 管 部 課 係 名		総合福祉部障がい者福祉課給付係
審 査 基 準	関 係 条 項	児童福祉法施行規則第２５条の２６の６ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (法令等により具体的に規定されているため)
	参 考 事 項	新座市指定特定相談支援事業者及び指定障がい児相談支援事業者の指定等に関する規則
	設 定 等 年 月 日	令和７年１月１日設定（令和　年　月　日最終変更）
	標 準 処 理 期 間	２０日
標 準 処 理 期 間	設 定 等 年 月 日	令和７年１月１日設定（令和　年　月　日最終変更）